

# 教育委員会会議録

平成25年7月23日(火) 午前10時00分 開会  
午前11時06分 閉会

## 1 議事日程

別紙のとおり

## 2 出席した委員

平石賢二委員長、豊島半七委員、岩月慎自委員、佐藤元英委員  
野村道朗教育長

## 3 説明のため出席した職員

小椋雅教育次長、岡田信管理部長、笹尾幸夫学習教育部長、杉浦章司生涯学習監  
杉浦慶一郎総合教育センター所長、溝口正己総務課長、永井勇一財務施設課長  
八木亨教職員課長、伊藤良一福利課長、森繁雄生涯学習課長  
竹下裕隆高等学校教育課長、稲垣寿義務教育課長、黒谷厚志特別支援教育課長  
長谷川勢子健康学習課長、大野芳樹体育スポーツ課長  
鈴木裕教育企画室長、山本雅夫文化財保護室長  
稲垣直樹総務課主幹、鹿取健司財務施設課主幹、安藤昌弘教職員課主幹  
壁谷幹朗教職員課主幹、坪井基紀高等学校教育課主幹  
稲葉均総務課課長補佐

## 4 前回会議録の承認

平石委員長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

## 5 委員長報告

なし

## 6 教育長報告

### (1) 損害賠償請求事件等について

八木教職員課長が、損害賠償請求事件の訴訟提起及び損害賠償等請求事件への補助参加があったことについて報告。

平石委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(豊島委員)

土地売買契約の解除に基づく損害賠償等請求事件への補助参加については、県立学校から重油の流出があったとのことであるが、どの程度の汚染が発生したのか。

(永井財務施設課長)

岡崎養護学校敷地内の埋設管において重油が漏れ、隣地における水質検査において油膜や臭いが確認された。流出量は不明であるが、管の入れ替え及び土壌洗浄を実施した後の水質検査では問題は確認されていない。

- (2) 平成26年度愛知県公立学校教員採用選考試験第1次試験受験状況について八木教職員課長が、平成25年7月20日に実施した平成26年度愛知県公立学校教員採用選考試験第1次試験の受験状況について報告。

平石委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (3) 愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（平成25年度第2回）について

竹下高等学校教育課長が、平成25年7月17日に開催した愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議の審議結果について報告。

平石委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岩月委員)

この選抜方法の要件である欠席日数については、今後見直しがあり得ることであるが、詳しく説明してほしい。

(竹下高等学校教育課長)

先行して実施している神奈川県では、当初、「出席すべき日数の半分以上」としていたが、検証の結果、今年度入試から「3分の1以上」と改めている状況がある。本県においても実施状況を踏まえて、必要があれば見直しをしていきたいと考えている。

(豊島委員)

中学校における1学年あたりの不登校者数はどれくらいか。

(稲垣義務教育課長)

中学校全体で6000人程度であるので、1学年あたりでは2000人程度である。

(佐藤委員)

保健室登校等の別室登校の日数は正確に確認しているのか。

(稲垣義務教育課長)

確認している。

(岩月委員)

高等学校長が総合的な判断により校内順位及び合格者を決定することであるが、合格者全体に対するこの選抜方法による合格者の割合等をあらかじめ設定するのか。

(竹下高等学校教育課長)

各学校が受検者全体の学力検査の結果及び面接の結果を踏まえて、総合的に判断することとしており、この選抜方法による合格者の割合等を設定することはしないこととしている。

(平石委員長)

各学校長が総合的に判断するという事は、それぞれの学校によって判断

に差が生じるということか。

(竹下高等学校教育課長)

調査書を提出できない長期欠席者等についての選抜方法については、教育委員会からの指示に基づいた統一的な方法により実施されるが、具体的な校内順位及び合格者については、各学校長の判断により決定されることとなる。

(4) 平成26年度県立高等学校の学科改編について

竹下高等学校教育課長が、平成26年度愛知県立高等学校の学科改編について報告。

平石委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岩月委員)

電子機械科と建築科のものづくり科への改編については、専門的な学科からより幅広い学科への改編となるものと考えられるが、より専門的な学習内容を求める生徒への対応をどのように考えているか。

(竹下高等学校教育課長)

学年の進行に合わせ、それぞれの生徒の志向に合わせた専門的な学習ができるようにしていきたいと考えている。

7 議題及び議事の概要

第9号議案 愛知県立新城東高等学校作手校舎の募集停止基準について

永井財務施設課長が、愛知県立新城東高等学校作手校舎の募集停止基準の見直しについて請議。

平石委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(佐藤委員)

近年、作手地域におけるバスの利便性が向上していること、また、市町村合併に伴う地域活動の形態が変化していることを踏まえて、このような見直しがされることは、この地域にとって大変喜ばしいことである。

(平石委員長)

先日の作手校舎の視察においては、地域にとって必要な学校であることが感じられたところである。

第10号議案 平成26年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項について

竹下高等学校教育課長が、平成26年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項を定めるため請議。

平石委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

8 通信及び請願

なし

## 9 自由討議

平石委員長が、いじめ等の問題行動への対応についての討議を提起。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(平石委員長)

名古屋市内の中学生が自ら命を絶つという痛ましい事案が発生し、いじめとの関連が疑われている。いじめ問題については、昨年度にも同様の問題が発生しており、県教育委員会も真摯に取り組んできていると認識しているが、残念ながら未だ解決には至っていない。

(岩月委員)

今回の事案発生をうけて、県教育委員会教育長名で各市町村教育委員会教育長あてに通知を発出したとのことであるが、どのような内容であったのか詳しく説明してほしい。

(稲垣義務教育課長)

平成25年7月25日付けで「いじめをはじめとする問題行動への適切な対応について」という通知を発出した。

いじめを含む様々な問題行動への対応について記載している。具体的な内容としては、①日頃から児童生徒の心身の状況を丁寧に把握し、学校全体で共通認識をもって児童生徒の悩みや相談に対応するよう指導してもらいたいこと。また、夏休みを迎えるにあたり、相談窓口のさらなる周知をしてもらいたいこと。②深刻ないじめを把握したときには学校だけでなく、市町村教育委員会あるいは関係機関と連携して対応してもらいたいこと。③身体の安全が脅かされるような事態に至る恐れがある場合には、警察へ通報するなど、関係機関と速やかに連携するとともに、県教育委員会へも相談いただきたいこと。県教育委員会においては、いじめ対応支援チーム等による支援を行っていくこと。となっている。

(豊島委員)

いじめ対応支援チームの活動実績はどうか。またいじめほっとライン24への相談件数とそのうち解決に至った件数はどれくらいあるのか。

(稲垣義務教育課長)

いじめ対応支援チームは今年度立ち上げたものであるが、今までのところ市町村からの要請はない。ただし、深刻な事案としてスクールカウンセラーのスーパーバイザーが対応にあたった事例はある。

いじめほっとライン24への相談件数については、24年度の夜間の相談件数は458件であった。うちいじめに関する相談は237件であった。相談の多くは匿名であり、具体的な地域や学校が不明であるため、これらの相談のうち解決に至った具体的な件数は把握できていない。

(佐藤委員)

若い経験の少ない教員も増えているものと思うが、このような問題に対応するための力をつけさせることが大切である。問題に対応するためには、児童生徒と一緒にいる時間をいかに確保するかが重要と考えられる。

様々な状況において様々な問題が生じている。このような問題は、どこにおい

でも発生し得るものとして、普段から備えることが必要であり、このような問題に対応できる組織づくりが必要である。

また、このような事案が発生した場合には、情報を正確に分かりやすく発信していくことが重要である。

(杉浦総合教育センター所長)

総合教育センターにおいては、初任者研修や勤務年数に応じた研修等において、いじめ問題をはじめとする学校経営上の諸問題への対応についての研修を実施しており、特に初任者研修においては、児童生徒とのふれあいの中でいかに学級を作っていくかを身につけさせることに力を入れている。

また、教員が児童生徒と一緒にいる時間を減らすことのないよう、一部の研修については、長期休業中に実施するよう時期の見直しをしたり、学校を離れずに実施できるeラーニング研修を導入したりしているところである。

(稲垣義務教育課長)

経験年数の少ない教員に対しては、いじめ等の問題行動への対応において、一人で抱え込むことなく、組織として対応することが重要であると指導している。

(野村教育長)

いじめであるかどうかに関わらず、「死ね」とか「うざい」といった言葉を児童生徒が日常的に使っていることが非常に問題であると考えている。このような言葉によって、非常に傷ついている児童生徒も多くいる。このような状況をすぐに改善することは非常に難しいことであるかもしれないが、改善に向けて取り組んでいくことが県教育委員会としても大きな課題であると考えている。

(岩月委員)

以前、県教育委員会が過去に発行した「小さなサインがみえますか」といういじめに関するパンフレットは非常によくできていた。あのパンフレットに記載されているような内容等を、それぞれの教員が常に意識していることが必要であるため、そのような啓発を継続してもらいたい。

様々な問題において、管理職の意識がどのようなものであるのかが、他の一般教員の日ごろの姿勢にも大きく影響するので、管理職が常に危機意識を持つことが重要である。そのような点についての管理職への指導も継続して実施してもらいたい。

このような問題に対しては、学校のみで解決を図っていくことは非常に困難である。学校における取り組みに合わせて、家庭や社会全体による教育が重要であると考えている。家庭や社会の教育力を高めるための取り組みも必要である。

(豊島委員)

それぞれの子どもについての引継ぎ等の小学校と中学校の連携が重要である。

問題の発生において、学校や教育委員会が情報を隠しているのではないかとの疑念を社会に持たれていることが問題である。問題が発生した場合に、そのような疑念を持たれることのないよう、初期の段階から的確に情報を公開できるような組織運営をしてもらいたい。

教員の研修においては、学校関係者のみではなく、外部から講師を招くことも必要であると思う。

(平石委員長)

本県はいじめの認知件数が全国に比して非常に多くなっている。このことについては、しっかり問題を把握してきた結果であるものと理解しているが、認知した件数をしっかり解決することができるよう努めてほしい。

研修等において、すべての教員について問題解決のための力を高めることは確かに必要であるが、学校全体を見渡し、問題の解決のために中心になって対応できるような、専門性を備えた教員を養成していくことも必要であると思う。

いじめ問題については、昨年度に同様の事案が発生して以降、報道にも大きく取り上げられているところであるが、報道されないような問題は、日々、様々なところで発生しているはずである。非常に困難であることは承知しているが、このような問題の発生を撲滅したいと思っており、その思いは誰もが同じであるものと考えている。このような問題の撲滅に向けて努めてもらいたい。

10 その他

傍聴人 3名